

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護サービス利用者負担対策事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護サービス利用者負担対策事務
②事務の概要	<p>介護保険の円滑な実施及び利用促進を図るため利用者負担軽減を行う際のサービスを受ける被保険者の資格確認をする事務において個人番号を用いることとなる。</p> <p>○焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱(平成12年3月31日告示第69号) <対象事業> ・介護保険法(以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護 ・法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護 ・焼津市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則第2条第1項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス <対象者> 上記対象事業を利用する境界層の障害者 <助成額> ・対象事業を利用した際に支払う利用者負担額に相当する額 ○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 <対象者> ・介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度を行う社会福祉法人等 <対象事業> ・法第8条第2項に規定する訪問介護 ・法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護 ・法第8条第7項に規定する通所介護 ・法第17項に規定する地域密着型通所介護 ・法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 ・法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 ・法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 ・法第8条第15項に規定する定期巡回・臨時対応型訪問介護 ・法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び砲台8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 ・法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス ・法第8条第23項に規定する複合型サービス ・法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び口に規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 <助成額> ・利用者負担額に係る対象経費の原則1/2 ・上記助成を受けるために行われる交付申請の受理、これらの申請に係る審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務 ・確認証交付に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	焼津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年焼津市条例第35号) 第4条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	<情報照会> 番号法 第19条第17号
---------	------------------------

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	焼津市健康福祉部介護保険課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1159
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手し、本人からマイナンバーを入手できない場合は、住基ネットで4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。その際、アクセス制限を設けており、特定個人情報の記載された書類は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている []

＜選択肢＞
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である []
判断の根拠	ユーザ認証の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理、特定個人情報の使用の記録を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿福祉課	健康福祉部介護保険課	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿福祉課長 小泉 保	介護保険課長 山本 智美	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市健康福祉部長寿福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1159	焼津市健康福祉部介護保険課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1159	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成31年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	介護保険課長 山本 智美	介護保険課長	事前	
平成31年4月1日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
令和1年12月10日	IIしきい値判断項目	いつの時点の計数か 平成31年3月31日	いつの時点の計数か 令和元年11月30日	事前	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	<情報照会> 番号法 第19条第14号 番号法 別表第二主務省令47条1項3号	<情報照会> 番号法 第19条第15号 番号法 別表第二主務省令47条1項3号	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和1年11月30時点	令和3年4月1時点	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市健康福祉部介護保険課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1159	焼津市健康福祉部介護保険課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-1159	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1時点	令和5年4月1時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の概要)	○焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱(平成12年3月31日告示第69号) <対象事業及び対象者> ・介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護 同条第15に規定する夜間対応型訪問介護 ・同条の2第2項に規定する介護予防訪問介護 を利用する障害者 <助成額> ・訪問介護等を利用した際に支払う利用者負担額に相当する額	○焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱(平成12年3月31日告示第69号) <対象事業> ・介護保険法(以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護 ・法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問 介護 ・焼津市介護予防・日常生活支援総合事業における人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則第2条第1項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス <対象者> 上記対象事業を利用する障害者 <助成額> ・対象事業を利用した際に支払う利用者負担額に相当する額	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要(つづき)	○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 <対象事業> ・介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護 ・同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護 ・改正前同第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護 ・同第8条第7項に規定する通所介護 ・同条第17項に規定する地域密着型通所介護 ・同上第18項に規定する認知症対応型通所介護及び介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 ・同第8条第9項に規定する短期入所生活介護 ・第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 ・法第8条第15項に規定する定期巡回・臨時対応型訪問介護 ・法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 ・法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス ・法第8条に規定する複合型サービス ・法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護相当事業相当及び口に規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護相当事業	○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 <対象事業> ・法第8条第2項に規定する訪問介護 ・法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護 ・法第8条第7項に規定する通所介護 ・法第17項に規定する地域密着型通所介護 ・法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護 ・法第8条第9項に規定する短期入所生活介護 ・法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護 ・法第8条第15項に規定する定期巡回・臨時対応型訪問介護 ・法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護 ・法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス ・法第8条第23項に規定する複合型サービス ・法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び口に規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業	事前	
令和7年7月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	<情報照会> 番号法 第19条第15号 番号法 別表第二主務省令47条1項3号	<情報照会> 番号法 第19条第17号	事後	
令和7年7月23日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年7月23日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 対象者からの申請に基づき、特定個人情報を入手し、本人からマイナンバーを入手できない場合は、住基ネットで4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。その際、アクセス制限を設けており、特定個人情報の記載された書類は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月23日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である ユーザ認証の管理、アクセス権限の発効・失効の管理、アクセス権限の管理、特定個人情報の使用の記録を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分である。	事後	